

議案第5号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり  
制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西 村 和 平

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第1号中「100分の75」を「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

附則第11項中「100分の1.125」を「6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」に、「100分の75」を「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	140,100	160,200	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
2	141,200	161,700	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
3	142,400	163,200	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
4	143,500	164,700	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
5	144,600	166,100	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
6	145,700	168,800	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
7	146,800	171,400	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900

8	147,900	174,000	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
9	149,000	176,700	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
10	150,400	178,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
11	151,700	180,100	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
12	153,000	181,800	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	183,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	185,100	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15	157,300	186,900	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	188,600	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	190,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	192,000	220,200	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	193,800	222,200	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	195,600	224,200	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	197,200	226,400	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	199,000	228,000	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	200,800	229,500	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	202,600	231,100	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	204,300	232,600	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	206,100	234,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	207,900	235,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	209,700	237,400	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	211,100	238,900	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	212,900	240,400	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	214,600	242,000	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	216,400	243,500	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	218,100	245,000	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	219,800	246,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	221,400	247,900	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	223,000	249,300	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	224,500	250,800	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	226,200	252,600	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900

39	198,600	227,800	254,300	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	229,400	256,100	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	230,800	257,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	232,300	259,600	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	233,800	261,400	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	235,100	263,100	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	236,400	265,100	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	237,600	267,000	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	238,700	268,800	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	239,900	270,700	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	241,200	272,400	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	242,500	274,300	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	243,700	276,200	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	245,000	278,000	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	246,000	279,700	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	247,400	281,600	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	248,900	283,400	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	250,400	285,300	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	251,800	287,000	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	253,200	288,700	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	254,600	290,500	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	256,000	292,300	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	257,200	294,000	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	258,500	295,700	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	259,900	297,400	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	261,300	299,000	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	262,600	300,700	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	263,700	302,400	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	265,000	304,000	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	266,300	305,700	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	267,400	306,900	329,700	368,100	384,300	404,900	

70	230,500	268,500	308,400	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	269,800	309,900	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	271,100	311,500	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	272,200	313,100	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	273,200	314,700	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	274,300	316,300	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	275,400	317,800	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	276,600	319,300	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	277,600	320,500	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	278,500	321,700	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	279,500	322,900	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	280,300	323,600	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	281,200	324,500	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	281,900	325,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	282,800	326,100	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	283,800	327,000	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	284,600	327,400	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	285,400	328,100	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	286,200	328,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	287,000	329,700	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	287,500	330,400	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	287,900	331,100	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	288,400	331,800	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	288,500	332,300	341,000	379,800	391,800	
94		288,900	332,900	341,400	380,300		
95		289,100	333,400	341,900	380,700		
96		289,500	334,000	342,300	381,100		
97		289,700	334,300	342,400	381,400		
98			334,800	342,900	381,900		
99			335,200	343,300	382,300		
100			335,700	343,600	382,700		

101		336,100	343,900	383,000		
102			344,300			
103			344,700			
104			345,100			
105			345,600			
106			346,000			
107			346,400			
108			346,800			
109			347,300			
110			347,700			
111			348,000			
112			348,300			
113			348,800			

〔備考〕 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

#### 別表第2（第11条関係）

##### 再任用職員給料表

職務の級	給料月額
1 級	150,500
2 級	186,500
3 級	214,000
4 級	254,000
5 級	273,400

第4条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(等級別基準職務表)」に改め、同条中「、規則で定める」を「、等級別基準職務表（別表第2）に定めるところによる」に改める。

第11条第3項中「、別表第2に定める額とし」を「、別表第3に定める額のうち」に改める。

第25条中「1週間の勤務時間に50」を「7時間45分に要勤務日数（当該勤務の属する年度の日数から、日曜日、土曜日及び休日（勤務時間条例第10条に規定する休日をいい、日曜日及び土曜日を除く。）の日数を減じて得た日数をいう。）」に改める。

第30条第1項中「職員に対し、」の右に「その者の基準日以前における直近の人事評価

の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第11項中「6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に、「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第10条関係）

行政職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事補の職務
2級	主事の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
4級	主任の職務
5級	係長又は主査の職務
6級	課長補佐の職務
7級	次長、部参事、課長又は主幹の職務
8級	理事、技監、部長又は市参事の職務

（加西市職員等旅費条例の一部改正）

第5条 加西市職員等旅費条例（昭和42年加西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第8条の2第1項中「条例」の右に「（昭和42年加西市条例第38号。以下「給与条例」という。）」を加える。

第9条第2項及び第3項中「前条」を「第8条」に改め、同条第5項中「前4項」を「前

各項」に改める。

第 16 条第 3 項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 38 号）」を「給与条例」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条から第 6 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第 3 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の一般職給与条例の規定を適用する場合において、第 1 条の規定による改正前の特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例又は第 3 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年加西市条例第 29 号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の一般職給与条例の規定による給与（平成 26 年改正条例附則第 6 項の規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



(審議資料)

平成 27 年度人事院勧告に準じ、特別職及び一般職の給料・手当について改正を行い、併せて、改正地方公務員法が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の所要の改正を行うもの。

【概要】

(1) 特別職の期末手当の改正 (第 1 条・第 2 条)

- ・12 月期の期末手当の支給月数を 0.1 ヶ月引き上げる。(年間 4.1 月→4.2 月)

	6 月期	12 月期
27 年度	1.975 月	<u>2.225 月</u> (現行 2.125 月)
28 年度以降	<u>2.025 月</u>	<u>2.175 月</u>

(2) 一般職員の給与改正 (第 3 条・第 4 条)

- ・若年層に重点を置いた給料表水準の引き上げ。(平均 0.4%、平成 27 年 4 月に遡及)

- ・12 月期の勤勉手当の支給月数を 0.1 ヶ月引き上げる。(年間 4.1 月→4.2 月)

	6 月期	12 月期
27 年度 期末手当 勤勉手当	1.225 月 0.75 月	1.375 月 <u>0.85 月</u> (現行 0.75 月)
28 年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.225 月 <u>0.80 月</u>	1.375 月 <u>0.80 月</u>

(3) 等級別基準職務表の条例化 (第 4 条)

- ・改正地方公務員法第 25 条第 3 項の規定により、給与規則で定めていた級別標準職務表を「等級別基準職務表」として新たに給与条例において規定するもの。

(4) 加西市職員等旅費条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (第 5 条・第 6 条)

- ・地方公務員法の改正により引用する条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもの。